



気になる、税務調査の実態！

今回は、最新の税務調査の実態情報が入りましたのでお伝えいたします。

去る 11 月 13 日、国税庁より平成 23 年 7 月から平成 24 年 6 月までの間に実施された相続税の実地調査内容について発表がありました。この調査は、平成 21 年及び平成 22 年中に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した情報を基に「申告額が過小である」、「申告義務があるにもかかわらず無申告とおもわれる」ものに対して実施された調査です。

【相続税の実地調査件数と申告漏れ件数】

- ・実地調査件数・・・13,787件
- ・申告漏れ件数・・・11,159件
- ・重加算税の賦課件数・・・1,569件

全国で14,000件近くの相続税実地調査が行われ、約80%の11,000件近くが「申告漏れ」と指摘され、うち約14%が納税を余儀なくされています。

【申告漏れ相続財産で多いものは？】

- ・現預金等・・・1,426億円
- ・有価証券・・・631億円
- ・土地・・・630億円

現預金や有価証券が申告漏れ財産の52%近くを占めており、現金や預貯金・有価証券の調査に重点が置かれていることがわかります。

【無申告の調査は？】

- ・実地調査件数・・・1,409件（前年比134%）
- ・申告漏れ件数・・・932件（前年比117%）

相続税の申告義務があるにもかかわらず、無申告となっているものの重点調査の結果、調査件数及び申告漏れ件数のいずれも摘発件数が前年より増加しています。

この他、贈与税の調査も行われており、調査件数の82%近くが無申告として摘発を受け、また贈与税の申告漏れ財産としては、現金や預貯金が177億円で全体の63%近くを占めています。これは、あらゆる機会を通じてとことん調査され、相続がおこる前の生前の資産保有・移動状況に関する情報をITシステムを活用して蓄積、積極的に調査が行われた結果といえます。以上を踏まえると、今後は益々生前にできる相続税対策をしっかりと行い、正確に申告を行うことが求められています。

〒104-0061 中央区銀座1-20-5 パレスティディオ銀座8階
独立系FP事務所 gmc グローバル・マネー・コンシェルジュ
TEL&FAX 03(3566)9010